



平成20年11月11日

各位

会社名 株式会社TKC  
代表者名 代表取締役社長 飯塚真玄  
(コード番号 9746 東証第1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 岩田 仁  
経営管理本部長  
(TEL 03-3235-5511)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年11月11日開催の取締役会において、平成20年12月19日(金)開催予定の第42期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月に施行(予定)され、上場株式は一斉に振替株式に変更されること(いわゆる「株券電子化」といいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるとともに(変更案附則第1条から第5条)、現行定款第7条(株券の発行)を変更案附則第3条に移設いたします。なお、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、同法の施行日に変更案附則第3条の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更の決議をしたものとみなされます。
- (3) 経営陣の強化を図るため、現行定款第20条(員数)に規定する取締役の員数について、12名以内から15名以内に増員するものです。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第8条(自己の株式の取得) 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しないことができる。</u></p> <p>第10条(単元未満株式を有する株主の権利) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 次条に規定する請求をする権利</p> <p>第11条(単元未満株式の買増し) 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第12条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第13条(株式取扱規定) <u>当社の株券の種類並びに株式、株券喪失登録及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(附則第3条へ移設)</p> <p>第7条(自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第8条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除)</p> <p>第9条(単元未満株式を有する株主の権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 3. 次条に規定する請求をする権利</p> <p>第10条(単元未満株式の買増し) (条文省略)</p> <p>第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条(株式取扱規定) 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規定による。</p>

現行定款・変更案対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>第14条～第19条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第18条 (現行どおり)</p>
<p>第20条(員数) 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とする。</p>	<p>第19条(員数) 当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p>
<p>第21条～第44条 (条文省略)</p>	<p>第20条～第43条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成並びに備置き、株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 <u>本附則前条及び本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」といいます。)の施行日の翌日から起算して1年を経過した日にこれを削除する。</u></p>
<p>(第7条より移設)</p>	<p>第3条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第4条 <u>第8条第2項の削除並びに第9条及び第11条第3項の規定の変更は、決済合理化法の施行日にその効力を生ずる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第5条 <u>本附則第3条から本条までは、決済合理化法の施行後、これを削除する。</u></p>